

令和8年度弘前市りんご苗木づくり技術継承事業奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、令和6年度及び令和7年度の雪害の影響によりりんごの苗木（以下「苗木」という。）の需給が一層ひっ迫している状況を受け、りんご生産者で組織する団体が行う、苗木づくりの技術を次世代へ継承する事業を推進し、もってりんご生産基盤の維持強化を図るため、令和8年度予算の範囲内において弘前市りんご苗木づくり技術継承事業奨励金（以下「奨励金」という。）を交付するものとし、その交付については、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 奨励事業者 市内に所在し、かつ、りんご生産者（市内に住所を有し、りんごを生産する個人をいう。以下同じ。）3人以上で組織する団体であって、奨励事業を行う次に掲げるものをいう。

ア 農業協同組合（以下「農協」という。）に所属する青年部

イ 公益財団法人青森県りんご協会（以下「りんご協会」という。）の支会又は青年部

ウ ア及びイに掲げるもののほか、市長が認める団体

(2) 奨励事業 苗木づくりの技術を次世代へ継承する事業であって、次に掲げるアからオまでのいずれかに該当するものをいう。

ア 苗木づくりに関する研修会（りんご協会、農協、市場（卸売市場法（昭和46年法律第35号）第2条第4項に規定する卸売業者をいう。以下同じ。）その他機関の職員又は個人が苗木づくりの技術を有する者として講師となるものに限る。）の開催

イ 台木づくりの実施

ウ 苗木づくりの実施

エ ほ場の整備又は管理

オ その他苗木づくりの技術の継承に資する取組

(奨励金の額)

第3条 奨励金の額は、次の表のとおりとする。

区分（奨励事業者を組織するりんご生産者の人数）	奨励金の額（定額）
10人未満	30,000円
10人以上	50,000円

(交付申請)

第4条 奨励金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、令和8年度弘前市りんご苗木づくり技術継承事業奨励金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 組織及び運営に関する規約等の写し

2 市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

（交付の条件）

第5条 次に掲げる事項は、奨励金の交付の決定を受けた場合における交付の条件とする。

- (1) 奨励事業の内容を変更する場合は、あらかじめ令和8年度弘前市りんご苗木づくり技術継承事業奨励金事業変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出して、その承認を受けること。
- (2) 奨励事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ令和8年度弘前市りんご苗木づくり技術継承事業奨励金事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を市長に提出して、その承認を受けること。
- (3) 奨励事業が予定の期間内に完了しない場合又は奨励事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 奨励事業の期間中及び奨励事業の完了した日の属する会計年度の終了後3年間、市及び関係機関による取材、調査等に協力すること。
- (5) 奨励事業完了後は、他のりんご生産者又は団体を対象とした勉強会又は事業成果の公表をとおして、地域のモデルとなって奨励事業の普及活動に取り組むとともに、特別の理由がない限り、現地の視察を受け入れること。

（交付決定）

第6条 市長は、第4条第1項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等及び必要に応じて行う現地調査等により、次に掲げる事項を審査し、又は調査し、奨励金を交付すべきものと認めたときは、速やかに奨励金の交付の決定をし、令和8年度弘前市りんご苗木づくり技術継承事業奨励金交付決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

- (1) 当該申請に係る奨励金の交付が、法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）、市の条例及び市の執行機関の規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する管理規程を含む。）並びに青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例（平成11年青森県条例第54号）により市が処理することとされた事務について規定する青森県の条例及び青森県の執行機関の規則並びに予算で定めるところに違反していないこと。
- (2) 奨励事業の目的及び内容が適正であること。
- (3) 金額の算定に誤りがないこと。
- (4) その他奨励金の交付の決定に必要なこと。

2 市長は、前項の場合において、適正な奨励金の交付を行うために必要があると認めるときは、奨励金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて奨励金の交付を決定することができる。

（申請の取下げ）

第7条 申請者は、前条第1項の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係

る奨励金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日の翌日から起算して14日を経過する日までに申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る奨励金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(実績報告)

第8条 奨励事業者は、奨励事業が完了したとき（奨励事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、令和8年度弘前市りんご苗木づくり技術継承事業奨励金事業完了（廃止）実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添付して市長に報告しなければならない。

(1) 事業実績書（様式第7号）

(2) 奨励事業を実施したことが分かる写真

- 2 市長は前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

- 3 第1項の報告書の提出期限は、奨励事業が完了した日（第5条第2号の規定により奨励事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日）から起算して30日を経過した日又は令和9年3月31日のいずれか早い日とする。

(確定通知)

第9条 市長は、前条の規定により奨励事業の完了又は廃止に係る成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る奨励事業の成果が奨励金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき奨励金の額を確定し、令和8年度弘前市りんご苗木づくり技術継承事業奨励金交付額確定通知書（様式第8号）により、奨励事業者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第10条 市長は、奨励事業の完了又は廃止に係る奨励事業の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る奨励事業の成果が奨励金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該奨励事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該奨励事業者に対して指示することができる。

- 2 第8条の規定は、前項の規定による指示に従って行う奨励事業について準用する。

(奨励金の請求等)

第11条 奨励金の請求は、令和8年度弘前市りんご苗木づくり技術継承事業奨励金請求書（様式第9号）を市長に提出して行うものとする。

- 2 奨励金は、前項の請求書が提出された日から起算して30日以内に口座振込により交付する。

- 3 本要綱に基づく奨励金の支払は、一の奨励事業者につき1回限りとする。

(決定の取消し等)

第12条 市長は、奨励金の交付の決定を受けた奨励事業者が、この要綱の規定又は市長の指示に違反したときは、奨励金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、その旨を速

やかに書面により奨励事業者へ通知するものとする。この場合において、既に奨励金が交付されているときは、奨励事業者に対して、期間を定めて、当該奨励金の全部又は一部を返還させることができる。

- 2 前項の規定は、奨励金の交付の決定を受けた奨励事業者が、虚偽の申請その他不正な手段により交付を受けたことが判明した場合について準用する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和8年度の奨励事業について適用する。

様式第 1 号（第 4 条第 1 項関係）

令和 年 月 日

弘前市長 様

所在地
申請者 団 体 名
代表者名 印

令和 8 年度弘前市りんご苗木づくり技術継承事業奨励金交付申請書

令和 8 年度において実施するりんご苗木づくり技術継承事業について、奨励金の交付を受けたいので、令和 8 年度弘前市りんご苗木づくり技術継承事業奨励金交付要綱第 4 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 交付を受けようとする奨励金の額

_____ 円

2 添付書類

- (1) 事業計画書（様式第 2 号）
- (2) 組織及び運営に関する規約等の写し

備考 上記に掲げる添付書類以外の書類の提出を求めています。

担当及び提出先：農林部りんご課
電話：0 1 7 2－4 0－7 1 0 5

事業計画書

1 奨励事業の概要

1 奨励事業者名称	
2 組織するりんご生産者の人数	人
世代構成	70代以上 人 60代 人 50代 人 40代 人 30代 人 20代以下 人 ※ 詳細は、別紙りんご生産者一覧のとおり
3 事業を実施する場所	弘前市大字
4 研修等講師	☐ りんご協会 ☐ 農協（ つがる弘前 ・ 相馬村 ・ 津軽みらい ） ☐ 市場（ ） ☐ その他機関（ ） ☐ 個人（氏名： ）
5 その他	

2 今年度の奨励事業の実施内容

- ☐ 苗木づくりに関する研修会の開催（時期：令和 年 月頃）
- ☐ 台木づくりの実施（時期：令和 年 月頃）
- ☐ 苗木づくりの実施（時期：令和 年 月頃）
- ☐ ほ場の整備又は管理（年： 回、時期：令和 年 月頃）
- ☐ その他苗木づくりの技術の継承に資する取組（ ）

3 来年度以降の奨励事業の実施内容（予定）

- ☐ 苗木づくりに関する研修会の開催（時期：令和 年 月頃）
- ☐ 台木づくりの実施（時期：令和 年 月頃）
- ☐ 苗木づくりの実施（時期：令和 年 月頃）
- ☐ ほ場等の整備又は管理（年 回、時期：令和 年 月頃）
- ☐ その他苗木づくりの技術の継承に資する取組（ ）

4 その他

台木の入手方法	☐ 苗木販売事業者 ☐ りんご生産者園地 ☐ その他（ ）
穂木の入手方法	☐ 苗木販売事業者 ☐ りんご生産者園地 ☐ その他（ ）
その他	

備考 用紙が不足する項目は、別紙としてください。

様式第 3 号（第 5 条関係）

令和 年 月 日

弘前市長 様

所 在 地
団 体 名
代表者名

印

令和 8 年度弘前市りんご苗木づくり技術継承事業奨励金事業変更承認申請書

令和 年 月 日付け弘り収第 号をもって奨励金の交付決定の通知を受けた下記奨励金の内容を変更したいので、令和 8 年度弘前市りんご苗木づくり技術継承事業奨励金交付要綱第 5 条第 1 号の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 奨励金の変更承認申請額 _____ 円

2 奨励金の交付決定額 _____ 円

3 交付決定額との差額 _____ 円

4 奨励金の内容を変更する理由

備考 添付書類の提出を求めています。

担当及び提出先：農林部りんご課
電話：0 1 7 2—4 0—7 1 0 5

様式第4号（第5条関係）

令和 年 月 日

弘前市長 様

所在地
奨励事業者 団体名
代表者名

印

令和8年度弘前市りんご苗木づくり技術継承事業奨励金事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け弘前市第 号をもって奨励金の交付決定の通知を受けた奨励事業を中止（廃止）したいので、令和8年度弘前市りんご苗木づくり技術継承事業奨励金交付要綱第5条第2号の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 奨励金の交付決定額 _____ 円

2 奨励事業を中止（廃止）する理由

3 奨励事業の中止の期間（廃止の時期）

備考 添付書類の提出を求めています。

担当及び提出先：農林部りんご課
電話：0172-40-7105

弘り収第 号
令和 年 月 日

様

弘前市長

印

令和 8 年度弘前市りんご苗木づくり技術継承事業奨励金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった標記奨励金については、交付することに決定したので令和 8 年度弘前市りんご苗木づくり技術継承事業奨励金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 奨励金の額 _____ 円

2 交付の条件

- (1) 奨励事業の内容を変更する場合は、あらかじめ令和 8 年度弘前市りんご苗木づくり技術継承事業奨励金事業変更承認申請書（様式第 3 号）を市長に提出して、その承認を受けること。
- (2) 奨励事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ令和 8 年度弘前市りんご苗木づくり技術継承事業奨励金事業中止（廃止）承認申請書（様式第 4 号）を市長に提出して、その承認を受けること。
- (3) 奨励事業が予定の期間内に完了しない場合又は奨励事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 奨励事業の期間中及び奨励事業の完了した日の属する会計年度の終了後 3 年間（令和 9 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで）、市及び関係機関による取材、調査等に協力すること。
- (5) 奨励事業完了後は、他のりんご生産者又は団体を対象とした勉強会又は事業成果の公表をとおして、地域のモデルとなって奨励事業の普及活動に取り組むとともに、特別の理由がない限り、現地の視察を受け入れること。

3 その他

奨励事業者は、令和 8 年度弘前市りんご苗木づくり技術継承事業奨励金事業完了（廃止）実績報告書（様式第 6 号）に必要書類を添付して、奨励事業が完了した日（奨励事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日）から起算して 30 日を経過した日又は令和 9 年 3 月 31 日のいずれか早い日までに市長に提出してください。

担当：農林部りんご課
電話：0172-40-7105

令和 年 月 日

弘前市長 様

獎勵事業者	所在地 団体名 代表者名

印

令和8年度弘前市りんご苗木づくり技術継承事業奨励金事業完了（廃止）実績報告書

令和 年 月 日付け張り収第 号をもって奨励金の交付決定の通知を受けた下記奨励事業が完了（を廃止）したので、令和 8 年度弘前市りんご苗木づくり技術継承事業奨励金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 奨励金の交付決定額 _____ 円

2 添付書類

- (1) 事業実績書（様式第7号）
- (2) 奨励事業を実施したことが分かる写真

備考 上記に掲げる添付書類以外の書類の提出を求めることがあります。

担当及び提出先：農林部りんご課
電話：０１７２－４０－７１０５

様式第7号（第8条第2項関係）

事業実績書

1 奨励事業の内容（実施した事業について記入してください。）

(1) 苗木づくりに関する研修会

1 開催年月日	令和 年 月 日
2 開催場所	
3 参加人数	人
4 研修等講師	☐ りんご協会 ☐ 農協（ つがる弘前 ・ 相馬村 ・ 津軽みらい ） ☐ 市場（ ） ☐ その他機関（ ） ☐ 個人（氏名： ）
5 研修会の内容	
6 その他	

(2) 台木づくりの実施・苗木づくりの実施

1 実施年月日	令和 年 月 日
2 実施場所	
3 参加人数	人
4 研修等講師	☐ りんご協会 ☐ 農協（ つがる弘前 ・ 相馬村 ・ 津軽みらい ） ☐ 市場（ ） ☐ その他機関（ ） ☐ 個人（氏名： ）
5 台木・穂木について	(1) 台木 入手先： 品種等： (2) 穂木 入手先： 品 種：

6 その他	
-------	--

(3) ほ場の整備又は管理

1 実施年月日	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
2 実施場所	
3 参加人数	人
4 実施内容	
5 その他	

(4) その他苗木づくりの技術の継承に資する取組

2 経費（参考）

(1) 収入 （単位：円）

科目	金額
計	

(2) 支出 （単位：円）

科目	金額
計	

備考 用紙が不足する項目は、別紙としてください。

様式第 8 号（第 9 条関係）

弘前市第
令和 年 月 日

様

弘前市長

印

令和 8 年度弘前市りんご苗木づくり技術継承事業奨励金交付額確定通知書

標記奨励金については、令和 年 月 日付け実績報告等に基づき下記のとおり額を確定したので、令和 8 年度弘前市りんご苗木づくり技術継承事業奨励金交付要綱第 9 条の規定により通知します。

記

1 交付決定額

円

2 交付確定額

円

担当：農林部りんご課
電話：0172-40-7105

様式第9号（第11条第1項関係）

令和 年 月 日

弘前市長 様

獎勵事業者 所在地
団体名
代表者名

印

令和8年度弘前市りんご苗木づくり技術継承事業奨励金請求書

令和 年 月 日付け張り収第 号をもって奨励金の交付決定の通知（奨励金交付額確定の通知）を受けた下記奨励金について、令和8年度弘前市りんご苗木づくり技術継承事業奨励金交付要綱第11条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 _____ 円

2 奨励金の交付確定額 _____ 円

3 振込口座
別紙のとおり

備考 振込口座を会計管理者へ届けていない場合は、口座振替依頼書（債権者用）を併せて提出してください。

担当及び提出先：農林部りんご課
電話：０１７２－４０－７１０５